- 1.件名:福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請(放射性物質分析・研究施設第2棟の設置)に係る面談
- 2.日時:令和2年5月25日(月)13時30分~14時40分
- 3.場所:原子力規制庁 18階会議室
- 4.出席者

原子力規制庁

原子力規制部

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

松井安全審査官、伊藤係長、田上係員、髙木技術参与

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー 廃棄物対策プログラム部 担当2名(テレビ会議システムによる出席)

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 担当6名(テレビ会議システムによる出席)

5.要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請(放射性物質分析・研究施設第2棟の設置)について、資料に基づき説明があった。
 - ▶ 放射性物質分析・研究施設第2棟(以下「分析第2棟」という。)設置に係る実施計画変更箇所について
 - ▶ 分析第2棟の設置目的、燃料デブリの取扱量、設備の概要等について
 - > 実施計画第 章の変更内容について
- 原子力規制庁は、上記の説明内容を確認するとともに以下についてコメントした。
 - ▶ デブリ取り出しのスケジュールを説明し、分析第2棟に運搬する分析対象の デブリはどの取り出し段階のものか、また、分析後の払い出し・保管先等に ついてデブリ取り出し全体との関連が分かるように説明すること。
 - ▶ 分析第2棟における分析結果の活用目的を説明すること。
 - ▶ 原子炉建屋から分析第2棟までデブリを輸送するための容器及び分析第2棟から払い出したデブリを保管する設備の運用開始までのスケジュールを説明すること。
 - ▶ 次回の面談から設備の詳細設計について説明があるとのことだが、説明にあたっては以下の点に留意すること
 - ✓分析第2棟と関連する実施計画変更対象の設備(例:デブリ運搬容器)を全て示すと共に、設計上の取り合い条件は何か、また条件設定の妥当性について説明すること。
 - ✓デブリの性状等、設備を設計する際に前提としている条件を示すとともに 条件設定の妥当性について説明すること。
 - ✓各設備・機器等で実施する作業内容及びその作業に伴うリスクを整理し、 リスクに応じた設計となっていることを説明すること。
 - ✔分析第2棟内におけるデブリの取扱いの流れ、関連する放射性物質の経路等を網羅し、安全上必要な系統・機器・配管・電気計装設備等について網羅して整理して説明すること。

6. その他

資料:

- ▶ 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について(全体概要)
- ▶ 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について(特定原子力施設の設計、設備に係る補足説明)
- ▶ 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について(特定原子力施設の保安及び敷地境界線量に係る補足説明資料)